

「岩手県教育振興基本対策審議会運営要領」の策定について

【要旨】

令和5年2月岩手県議会定例会において「岩手県附属機関条例」（岩手県条例第4号、以下「附属機関条例」という。）が可決成立し、令和5年4月1日より施行されました。

この附属機関条例の施行により、岩手県教育振興基本対策審議会は、附属機関条例に基づく審議会となります。

本議事は、「岩手県教育振興基本対策審議会運営要領」を策定し、以下について定めることについてお諮りするものです。

- ・ 会議の公開について (運営要領 (案) 第2)
- ・ 議長の傍聴人への指示について (運営要領 (案) 第3)
- ・ 議事録について (運営要領 (案) 第4)
- ・ 採決について (運営要領 (案) 第5)

岩手県教育振興基本対策審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第9条の規定により、岩手県教育振興基本対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合
（傍聴人に対する指示）

第3 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

（議事録）

第4 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（採決）

第5 議長は、議事について採決しようとするときは、議案及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど審議会に諮って決定するものとする。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、議案について出席委員に異議がないと認めるときは、採決の手順を省略して、可決の旨を宣告することができる。

附 則

この要領は、令和5年5月16日から施行する。